

第六回定例会常任委員会等の審査報告

指定管理者制度導入に伴う条例改正など可決

曾木温泉スタンドの設置条例を継続審査

平成十七年第六回土岐市議会定例会が、十一月二十四日から十二月十九日までの二十六日間の会期で開かれました。今定例会では、平成十七年度補正予算関係三件、指定管



曾木温泉スタンド予定地

理者制度導入に伴う条例制定及び条例の一部改正などの条例関係十九件、その他の案件八件の市長提案三十件の議案について、慎重な審議の結果、土岐市曾木温泉スタンドの設置及び管理に関する条例は、なお審議を要するとして継続審査とした以外は原案のとおり可決成立しました。

また、平成十六年度土岐市病院・水道事業会計決算の二件は、議会内の決算特別委員会の審査結果を受け、全会一致で認定しました。

次に、市長の認定提案のあった平成十六年度土岐市一般会計決算及び土岐市曾木地区市有林管理特別会計決算

他七件の決算の認定は、議会内に決算特別委員会を設置して審査することにしました。

議員提出の「議会制度改革の早期実現に関する意見書」は全会一致で可決し、直ちに国の関係機関に送付しました。

議会運営委員会

期末手当変更条例の審査

議会運営委員会に審査を付託されました案件の主な審査内容は次のとおりです。

「土岐市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について」は、期末手当の支給率を変更するもので、執行部の説明のあと、期末手当引上げの根拠はとの質疑があり、人事院勧告による官民格差の是正を行うためである旨の答弁があり、質疑終了後、反対討論がありました。

「審査結果」 土岐市議会議

員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正へ賛成多数・原案可決

文教厚生常任委員会

児童館の設置及び管理に関する条例など審査

文教厚生常任委員会に審査を付託されました案件の主な審査内容は次のとおりです。

「平成十七年度土岐市一般会計補正予算（第四号）中、歳出の部所管部分について」は、総額六千六百三十九万七千円の追加補正をするもので、執行部の説明のあと、児童手当の受給人数はとの質疑があり、〇歳から三歳未満の受給者は、一万五千四百十人であり、三歳から小学校三年生までの受給者は、三万四千八百七十九人である旨の答弁がありました。

「平成十七年度土岐市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）について」は、総額二億三千百七十七万三千円の追加補正をするもので、執行部の説明のあと、国民健康

保険基金の積立金総額はとの質疑があり、八億三百八十四万四千元となる旨の答弁がありました。

「平成十七年度土岐市介護保険特別会計補正予算（第二号）について」は、総額二億八千九百十三万八千円の追加補正をするもので、執行部の説明のあと、総務管理費のシステム開発委託料と介護認定審査会費のシステム開発委託料のシステムは連動しているかとの質疑があり、総務管理費に計上したシステム開発委託料は、平成十八年四月に改正される介護保険法に対応するもので、介護認定審査会費のシステム開発委託料は、認定審査用のものである旨の答弁がありました。

「土岐市立児童館の設置及び管理に関する条例について」、「土岐市総合福祉センター・ウエルフェア土岐の設置及び管理に関する条例について」、「土岐市老人福祉センター設置及び管理に関する条例について」、「土岐市恵風荘の設置及び管理に関する条例に

ついて、「土岐市福祉施設ひだまりの設置及び管理に関する条例について」及び「土岐市保健福祉センター・すこやか館の設置及び管理に関する条例について」は、指定管理



肥田児童センター

者制度導入のため改正するもので、執行部の説明のあと、指定管理者制度導入に対する市の基本方針について質疑があり、各施設の状態を踏まえ指定管理者への委任が、直営かを決定する。また、三年間は特定管理とし、その後指定管理者を公募する予定である旨の答弁があり、質疑終了後、反対討論と賛成討論がありました。

「土岐市在宅介護支援セン

ター設置条例を廃止する条例について」は、在宅介護支援センター業務を地域包括支援センターに移行するため、この条例を廃止するもので、質疑終了後、反対討論がありました。

「土岐市曾木温泉スタンドの設置及び管理に関する条例について」は、温泉スタンドを設置するもので、執行部の説明のあと「パーデンパーク SOGI」の必要湯量は三三三トンであり、湧出量が日量百五トンで約三分の一しかないため、スタンドまで設置することは必要なのか、泉質も考慮し、もう少し様子を見てはどうかとの意見があり、料金体系、湧出量の問題などさまざまな意見を整理できないことから、継続審査とすることを全会一致で決めました。

「土岐市駄知公園運動広場の設置及び管理に関する条例について」及び「土岐市菅グランドの設置及び管理に関する条例について」は、指定管理者制度導入のため改正するもので、執行部の説明のあ

と、指定先はどこかとの質疑があり、各町体育協会である旨の答弁があり、質疑終了後、反対討論がありました。

土岐市・瑞浪市介護認定審査会の共同設置について」は、介護認定審査会事務等を効率的に行うため、瑞浪市と共同設置するもので、執行部から説明がありました。

「審査結果」平成十七年度土岐市一般会計補正予算（第四号）中歳出の部所管部分

「全会一致・原案可決」平成十七年度土岐市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）（全会一致・原案可決）

平成十七年度土岐市介護保険特別会計補正予算（第二号）（全会一致・原案可決）

土岐市児童館の設置及び管理に関する条例（賛成多数・原案可決）

土岐市総合福祉センター・ウエルフェア土岐の設置及び管理に関する条例（賛成多数・原案可決）

土岐市老人福祉センター設置及び管理に関する条例（賛成多数・原案可決）

る条例（賛成多数・原案可決）

土岐市福祉施設ひだまりの設置及び管理に関する条例（賛成多数・原案可決）

土岐市在宅介護支援センター設置条例を廃止する条例（賛成多数・原案可決）

土岐市保健福祉センター・すこやか館の設置及び管理に関する条例（賛成多数・原案可決）

土岐市曾木温泉スタンドの設置及び管理に関する条例（全会一致・継続審査）

土岐市駄知公園運動広場の設置及び管理に関する条例（賛成多数・原案可決）

土岐市菅グランドの設置及び管理に関する条例（賛成多数・原案可決）

瑞浪市介護認定審査会の共同設置（全会一致・原案可決）

建設経済常任委員会

河川災害復旧費の補正予算など審査

建設経済常任委員会に審査を付託されました案件の主な審査内容は次のとおりです。

「平成十七年度土岐市一般

会計補正予算（第四号）中、歳出の部所管部分について」は、河川災害復旧費に四百二十三万二千元を追加補正するもので、執行部の説明のあと、河川災害復旧工事の施工場所は、どこかとの質疑があり、働く婦人の家東側の大平川である旨の答弁がありました。



大平川

「土岐市農業集落研修センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」は、施設の管理方法を改めるもので、執行部の説明のあと、利用状況について質疑があり、主に自治会活動に利用している旨の答弁がありました。

「土岐市郷土物産陳列所の設置及び管理に関する条例の

一部を改正する条例について「は、施設の管理方法を改めるもので、執行部の説明のあと、直営にする」とにより、ゆのみの里構想との関連について質疑があり、中心市街地活性化事業の一環として、機能の見直しを進めていきたい旨の答弁がありました。

「土岐市美濃陶芸村の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」は、施設の管理方法を改めるもので、執行部の説明のあと、管理委託を行っている施設をなぜ指定管理者と直営に分けるのかとの質疑があり、地方自治法の改正に伴い、指定管理者か、直営かの検討を行い、高根山古窯跡公園志野の里及びやすらぎの森については直営で、美濃焼伝統産業会館については、指定管理者によることにしたものである旨の答弁がありました。

「土岐市美濃焼伝統産業会館設置及び管理に関する条例について」は、指定管理者制度の導入に伴い改正するもので、執行部の説明のあと、今

後、指定管理者は公募するのなどの質疑があり、三年間は特定で行い、それ以降は公募等で指定管理者を選択することになる旨の答弁がありました。

「土岐市三国山キャンプ場設置及び管理に関する条例について」は、指定管理者制度の導入に伴い改正するもので、原案のとおり全会一致で決めました。

「土岐市都市公園条例の一部を改正する条例について」は、指定管理者制度の導入に伴い改正するもので、原案のとおり全会一致で決めました。

「審査結果」 平成十七年度土岐市一般会計補正予算（第四号）中歳出の部所管部分へ全会一致・原案可決
土岐市農業集落研修センターの設置及び管理に関する条例の一部改正へ全会一致・原案可決
土岐市郷土物産陳列所の設置及び管理に関する条例の一部改正へ全会一致・原案可決
土岐市美濃陶芸村の設置及

び管理に関する条例の一部改正へ全会一致・原案可決
土岐市美濃焼伝統産業会館設置及び管理に関する条例へ全会一致・原案可決
土岐市三国山キャンプ場設置及び管理に関する条例へ全会一致・原案可決
土岐市都市公園条例の一部改正へ全会一致・原案可決

企画総務常任委員会

第五次土岐市総合計画
基本構想など審査

企画総務常任委員会に審査を付託されました案件の主な審査内容は次のとおりです。

「平成十七年度土岐市一般会計補正予算（第四号）」、歳入の部全部（補正額八千九百三万五千元）及び歳出の部所管部分（補正額千八百四十六万円）について、執行部から説明があり、歳出の部の防火水槽三力所の設置について「市内に設置してある防火水槽の数」「耐震性防火水槽の有効性」「四十トンの防火水槽の放水時間」などについて

質疑があり、「合計二百四十一基の防火水槽がある」「阪神淡路大震災のとき耐震性のない防火水槽が多く破損し、その後、耐震性が見直されている。四十トンの防火水槽の放水時間は約四十分である」旨の答弁がありました。

「土岐市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、執行部から説明があり、「期末手当〇・〇五月分引き上げる理由は」との質疑があり、「人事院勧告による民間格差を是正する」などの答弁があり、「財政困難のとき、特別職と一般職とは違う。地域動向からも行うべきではない」との反対討論がありました。

「土岐市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」、執行部から説明があり、「今回の改正で一般行政職の給与はどのくらい減額されるのか」との質疑があり、「年平均二千四百六十七円減額する」旨の答弁があり、「いたずらに公務員労働者と民間とを比較したり、大増税

の動きもあるもので、わずかの減額であっても認められない」などの反対討論と、「人事院勧告を受けて給与格差是正のためのものであり、土岐市の経済状況から見ても本議案には賛成する」との討論がありました。

「岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の増減について」は、市町村合併に伴うものである旨、執行部から説明がありました。

「東濃西部広域行政事務組合を組織する市町村数の減少及び東濃西部広域行政事務組合の共同処理する事務の変更並びに東濃西部広域行政事務組合規約の変更について」、執行部から説明があり、「三国山荘の廃止についての経過は」との質疑があり、「広域行政組合の幹事会、助役部長会議、管理者（首長）会議で議論がされ、建て替えか、補修して存続か、廃止かの選択肢の中から最終決定した」旨の答弁があり、「地元に対して廃止の説明をいつしたのか、跡地利用の予定はあるのか」と

の質疑に対し、「管理者会議で決定したのが十月であり、地元には十二月に説明をしている。跡地利用の予定は現在のところない」旨の答弁があり「十一月議会に提案され、三月廃止は納得できない。取り壊しの時期を一年ぐらい延期できないか」との質疑に対し「老朽化、耐震、バリアフリーのこともあり廃止し、取り壊さざるを得ない」旨の答弁があり、「土岐市として四月一日以後の三國山荘について、協議機関を設けるよう附帯決議を付けたらどうか」との意見がありました。

「東濃西部広域行政事務組合の財産処分について」は、執行部から説明がありました。

今後十年間の土岐市政の基本方針を示す「第五次土岐市総合計画」については、執行部から説明があり、「第四次総合計画との違い、特徴」について質疑があり、「第五次総合計画は最初に住民参画と行政経営、第二章で産業、第三章で教育文化、第四章で福祉、

医療、保健、第五章で環境、防犯、救急、第六章で基盤整備という構成であり、住民参画と情報共有、今後の行政経営ということを念頭においている」旨の答弁があり、「人口六万四千人の人口想定」の質疑に対し、「コーホート要因法」という推計方法で行っている」旨の答弁があり、「少子化対策という項目を作って取り組みを推進することが大切ではないか」との質疑に対し「子どもを産み育てるといふ条件の中にはいろいろな要素がある。雇用環境とか産業の振興なども含めて総合的に施策を打ち出している」旨の答弁があり、「プラズマ・リサーチパークにおける構想は今後



第五次土岐市総合計画

も学園都市として目指しているのか」との質疑に対しては「今後も引き続き実施していく」旨の答弁がありました。さらに討論では「国民保護法は戦争遂行を可能にする国民や自治体を造り出すことがねらいであり、国民保護体制の整備という一項は削除すべきである。また研究学園都市構想は見直す必要がある」との反対討論と、「国民保護法は市民の安全を守るためにある」という観点から賛成する「旨の賛成討論がありました。

「和解について」は、執行部から説明のあと、「経緯について」の質疑があり、「昭和二十二年・三年の農地改革の頃、河川改修が行われたが、所有権移転の手続きが行われなかったため、このたび和解により所有権移転を行う」旨の答弁がありました。

の一部改正へ賛成多数・原案可決」 土岐市職員の給与に関する条例等の一部改正へ賛成多数・原案可決」 岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の増減へ全会一致・原案可決」 東濃西部広域行政事務組合を組織する市町数の減少及び東濃西部広域行政事務組合の共同処理する事務の変更並びに東濃西部広域行政事務組合の変更へ全会一致・原案可決」 東濃西部広域行政事務組合の財産処分へ全会一致・原案可決」 第五次土岐市総合計画基本構想へ賛成多数・原案可決」 和解へ全会一致・原案可決」

決算特別委員会

平成十六年度病院・水道事業会計決算の認定

平成十七年第五回定例会において、閉会中の審査を付託されました案件は、平成十六年度の病院・水道事業会計決算認定の二件です。

「病院事業会計決算」では、医療収益の増加、投薬量の増加、平成十二年の臨床研修指定病院の指定及び平成十四年の日本医療機能評価機構による認定、ジェネリック薬品の使用状況及び材料費の内容、看護師の夜勤体制、老人保健施設「やすらぎ」の平均入所日数等について質疑がなされ、慎重に審査をした結果、全会一致により、原案のとおり認定することに決しました。

「審査結果」 平成十六年度土岐市病院事業会計決算の認定へ全会一致・原案認定」 平成十六年度土岐市水道事業会計決算の認定へ全会一致・原案認定」